

公立藤岡総合病院改革プラン・藤岡市国民健康保険鬼石病院改革プラン
評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 多野藤岡医療事務市町村組合及び藤岡市は、平成20年度に策定した公立藤岡総合病院改革プラン及び藤岡市国民健康保険鬼石病院改革プラン(以下「改革プラン」という。)の実施状況等について点検及び評価を行うため、公立藤岡総合病院改革プラン・藤岡市国民健康保険鬼石病院改革プラン評価委員会(以下「委員会」という。)を共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 改革プランに基づく取組等の点検及び評価に関すること。
- (2) その他改革プランに関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、医療関係者、学識経験者、経営状況分析の専門家、地域住民代表者、多野藤岡医療事務市町村組合構成市町村職員等の中から多野藤岡医療事務市町村組合管理者及び藤岡市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該所掌事務の終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公立藤岡総合病院経営管理部病院機能再整備室及び藤岡市国民健康保険鬼石病院事務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。